

電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認について

(趣旨)

電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）から経済産業大臣に対し、電気事業法第28条の49の規定に基づき、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の承認申請が行われ、同法第66条の11の規定に基づき、経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会へ意見を求められたところ。

これに係る審査を実施したので、経済産業大臣への回答について御検討いただく。

主なポイント

1. 経緯

令和元年6月5日付けで広域機関から経済産業大臣に対し、2018年度の財務諸表等の承認申請があり、同月11日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。（あわせて、平成28・29年度についても意見の求めがあった。）

2. 審査方法及び審査結果

(1) 財務諸表

「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12-05-29資第16号。以下「審査基準」という。）第1(36)に基づき、「財務諸表等が広域機関の財務及び経営状況を的確に把握する上で適正かつ妥当であるか」について、以下により確認したところ、いずれも適正に作成していると認められた。

- 収入支出決算が、事業年度開始前に認可された収入支出予算と同一の区分により適正に作成されているか
- 債務に関する計算書が、事業年度開始前に認可された限度額の範囲内において、負担した債務の金額を事項ごとに適正に作成されているか
- 予算の実施結果（支出予算の流用等、収入支出予算の弾力条項、給与等の制限）が適正に作成されているか

また、その他妥当性を欠くと考えられる特段の記載は認められなかった。

(注)広域機関が経済産業大臣へ財務諸表等を提出するときは、電気事業法第28条の49第2項の規定に基づき、「監事の意見書」を添付することとされている。平成28、29年度及び2018年度の監事の意見書では、「法令及び会計規程等に基づき、本機関の当年度における財務状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます」とされていることを確認。

(2) 事業報告書

審査基準 第1(36)に基づき、「財務諸表等が広域機関の財務及び経営状況を的確に把握する上で適正かつ妥当であるか」について、事業年度開始前に認可された事業計画に掲げた事業項目ごとに、当該年度に広域機関が実施した事業内容が適切に記載されていると認められた。

また、その他妥当性を欠くと考えられる特段の記載は認められなかった。

3. 経済産業大臣への回答について

委員会として、資料 5－1、5－2 及び 5－3 のとおり、当該承認を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。

(参考)

●電気事業法（昭和36年法律第170号）（抜粋）

（財務諸表等の提出）

第28条の4 9 推進機関は、事業年度（推進機関の成立の日を含む事業年度を除く。）の開始の日から三月以内に、経済産業省令で定めるところにより、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下この条において「財務諸表等」という。）を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 推進機関は、前項の規定により財務諸表等を経済産業大臣に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 推進機関は、第一項の規定による経済産業大臣の承認を受けた財務諸表等を推進機関の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

（委員会の意見の聴取）

第66条の1 1 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

（略）

九 第二十条第二項ただし書、第二十一条第二項ただし書、第二十三条第二項ただし書、第二十七条の十一の四第二項ただし書又は 第二十八条の四十九第一項 の規定による承認をしようとするとき。 （略）

●電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）（抜粋）

第1 審査基準

（36）第28条の4 9 第1項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認

第28条の4 9 第1項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認に係る審査基準については、財務諸表等が広域的運営推進機関の財務及び経営状況を的確に把握する上で適正かつ妥当であると認められる場合とする。

●広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成２７年経済産業省令第１２号）

（抜粋）

（事業報告書）

第 12 条 法第 28 条の 49 第 1 項の事業報告書には、第 10 条の事業計画の実施の結果を記載しなければならない。

（決算報告書）

第 13 条 法第 28 条の 49 第 1 項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第 4 条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

（収入支出決算書）

第 14 条 前条第 1 項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の事項を記載しなければならない。

一 収入

- イ 収入予算額
- ロ 収入決定済額
- ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

二 支出

- イ 支出予算額
- ロ 前事業年度からの繰越額
- ハ 予備費の使用の金額及びその理由
- ニ 流用の金額及びその理由
- ホ 支出予算現額
- ヘ 支出決定済額
- ト 翌事業年度への繰越額
- チ 不用額

（債務に関する計算書）

第 15 条 第 13 条第 1 項の債務に関する計算書には、第 7 条の規定により負担した債務の金額を事項ごとに示さなければならない。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

2018年度財務諸表等の承認について（回答）

令和元年6月11日付け20190605資第61号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の2018年度財務諸表等の承認については、承認することに異存はありません。

(案)

官 番 年	印 月	省	略 号 日
-------------	------------	---	-------------

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

平成 28 年度財務諸表等の承認について（回答）

令和元年 6 月 11 日付け 20190605 資第 64 号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の平成 28 年度財務諸表等の承認については、承認することに異存はありません。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

平成 29 年度財務諸表等の承認について（回答）

令和元年 6 月 11 日付け 20190605 資第 66 号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の平成 29 年度財務諸表等の承認については、承認することに異存はありません。

経済産業省

官 印 省 略
20190605資第61号
令和元年6月11日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

2018年度財務諸表等の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の49第1項に規定する財務諸表等の承認について、貴委員会の意見を求めます。

2018年度財務諸表等承認申請書

広域総改第1号
令和元年6月5日

経済産業大臣 殿

電力広域的運営推
理事長 金本 良
住所 東京都江東区豊洲 5

電気事業法第28条の49の規定に基づき、2018年度財務諸表等の承認を受けたいので、別紙のとおり申請します。



2018年度事業報告書（案）

I. 電力広域的運営推進機関の概要

1. 業務の内容

(1) 目的

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

(2) 業務内容

本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

- ① 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- ② 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、電気の需給の状況を改善する必要があると認められるときは、会員に対し指示を行うこと。
- ③ 送配電等業務指針を策定すること。
- ④ 電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑤ 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。
- ⑥ 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- ⑦ 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- ⑧ 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、電気事業の遂行に当たって広域的運営を推進する目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2. 事務所の所在地

東京都江東区豊洲6丁目2番15号

3. 会員の状況

2019年3月31日現在の会員数は、1,326事業者である。

(内訳) 一般送配電事業者：10事業者
送電事業者：2事業者
特定送配電事業者：30事業者
小売電気事業者：589事業者
発電事業者：760事業者

4. 役員の状況

2019年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	金本 良嗣
理事	佐藤 悦緒
理事	遠藤 久仁
理事	寺島 一希
理事	内藤 淳一
監事 (非常勤)	高木 佳子
監事 (非常勤)	千葉 彰

5. 評議員の状況

2019年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員会議長	野間口 有	(三菱電機株式会社 特別顧問 国立研究開発法人産業技術総合研究所 最高顧問)
評議員	秋池 玲子	(ボストン コンサルティング グループ シニア・ パートナー&マネージング・ディレクター)
評議員	石川 義明	(石川金属機工株式会社 代表取締役社長)
評議員	江崎 浩	(東京大学大学院情報理工学系研究科 教授)
評議員	大高 和雄	(株式会社毎日新聞社 論説委員)
評議員	大橋 尚司	(株式会社セブン・イレブン・ジャパン 取締役執行 役員)
評議員	倉貫 浩一	(読売新聞東京本社 編集委員)
評議員	鈴木 彩子	(早稲田大学国際教養学部 准教授)
評議員	高村 ゆかり	(東京大学国際高等研究所サステイナビリティ学連 携研究機構 教授)
評議員	夏目 智子	(全国地域婦人団体連絡協議会 幹事)
評議員	松岡 萬里野	(一般財団法人日本消費者協会 理事長)
評議員	松村 敏弘	(東京大学社会科学研究所 教授)
評議員	村上 政博	(成蹊大学法科大学院 客員教授)

評議員	山内 弘隆	(一橋大学大学院経営管理研究科 経営管理専攻教授)
評議員	山地 憲治	(公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事・研究所長)
評議員	横山 明彦	(東京大学大学院新領域創成科学研究科先端エネルギー工学専攻 教授)
評議員	渡辺 毅	(株式会社みずほ銀行 専務執行役員)

6. 職員の状況

2019年3月31日現在の職員数は、160名である。

Ⅱ． 2018年度における個別業務の実施状況

2018年度の業務実施状況は次のとおりである。

1． 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第3号）

今後の計画策定プロセスの検討の進め方をより円滑かつ確実に行うため及び流通設備の利用効率向上の検討を見据えた作業停止計画の調整方法（運用面の発電制約と制約に伴う費用負担を区分）の導入並びに一部業務の明確化等のための変更について、6月29日に経済産業大臣の認可を受けた。

また、系統接続契約において、滞留する案件により確保されている系統容量を取り消す取組を円滑かつ迅速に進めていく等のための変更について、3月28日に経済産業大臣の認可を受けた。

2． 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第4号）

（1）供給計画の取りまとめ

2019年度供給計画の取りまとめについては、小売電気事業者、発電事業者、特定送配電事業者、送電事業者及び一般送配電事業者（計1299事業者）から3月に供給計画の提出を受け、これらの内容の適切性を確認した後、需給バランスの見通し、流通設備計画の状況等を取りまとめた。併せて、容量市場が機能するまでの間の確実な供給力の確保、容量市場開設後の供給計画の在り方、再生可能エネルギー大量導入の下でのレジリエンス強化に向けた調整力に関する意見を付して、3月29日に経済産業大臣に送付した。

（2）需要想定に関する業務

会員による需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、需要想定的前提となる全国経済見通しを策定し、11月28日に公表した。

また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に全国の需要想定を策定し、1月16日に公表した。

上記を遂行するにあたり、今後の制度環境、事業環境の変化を踏まえた検討や実績検証を行った。

また、需要想定の前方を踏まえて、供給区域ごとのレビューを行うとともに、公表資料の充実化を図ることで需要想定の前より一層の客観性及び透明性を確保した。

（3）夏季及び冬季の電力需給検証

電気事業者が保有する供給力と、短期の需要予測に基づき、2018年度夏季及び冬季の電力需給について事前検証を行い、全国大で電力の安定供給

に必要な供給予備率を確保できる見通しであることを確認した。併せて、2017年度冬季及び2018年度夏季の電力需給の実績についても検証し、電力の安定供給に必要な予備率を確保していることを確認した。

3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第5号）

（1）電源入札等の要否に関する検討

有識者等で構成する「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」（以下「調整力等委員会」という。）において、平成30年度供給計画（原子力発電の再稼働による変更供給計画の届出を含む）の取りまとめ結果による需給バランス評価及び需給変動リスク分析の結果、2019年度から2027年度までの期間についても供給予備力が基準を上回ることが確認できたことから、同期間を対象とした電源入札等の検討開始は不要と判断した。

また、2019年度供給計画の取りまとめ結果による需給バランス評価及び需給変動リスク分析について、2019年度冬季の需給変動リスク分析についても供給計画の取りまとめの時期に前倒して実施した結果、2019年度から2028年度までの期間を通じ、供給予備力が基準を上回ることが確認できたことから、電源入札等の検討開始は不要と判断した。

（2）容量市場の導入に向けた検討

制度設計と運営体制整備の両面から詳細検討を行った。

制度設計に関しては、有識者等で構成する「容量市場の在り方等に関する検討会」を国との共同事務局にて9回開催し、これまでの国の審議会における議論を踏まえて、オークション及び精算の考え方等について議論を行った。

運営体制整備に関しては、2020年度に初回オークションを行うことを念頭に、業務フロー・業務システムの設計や業務量想定を行い、システム発注に繋げるとともに、具体的な業務運営の検討を開始した。

（3）需給調整市場の導入に向けた検討

2021年度の需給調整市場創設に向け、市場運営等に係る詳細検討を行う「需給調整市場検討小委員会」を8回開催し、広域運用・広域調達、商品毎の市場開設時期、商品の要件、その他市場運営ルールの検討を行った。

また、広域的な調整力運用も視野に入れた必要な調整力の量、質、条件等の技術的検討を行うため「調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会」を9回開催し、調整力の区分、量、要件等とその調整力の広域的

な調達・運用に係る要件等に関する検討を行った。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）

（1）広域系統長期方針

「広域系統整備委員会」において8回の審議を行い、以下の取組事項の実現に向けた検討を行った。

①コネクト&マネージに関する取組

N－1電制の適用を前提とし接続する新規電源を対象とする「N－1電制先行適用」について、統一した考え方を取りまとめ公表した上で、10月1日より適用を開始した。

また、N－1電制本格適用及びノンファーム型接続の早期実現に向けて、諸外国の実態調査も踏まえ、その課題を整理し、今後の方向性や検討の優先順位について整理した。

②費用対便益評価を用いた増強判断基準に関する取組

地域間連系線増強の検討適否判断及び計画実施判断において、検討が必要となる便益項目と費用対便益評価の判断基準の具体化に向けた検討を行った。

併せて、流通設備効率の向上の取組により、複雑化、広域化することが予想される系統計画業務について、広域連系系統の課題や系統増強の必要性を費用対便益評価も含めて定期的に評価する仕組みの全体像を整理した。

③効率的なアクセス業務の在り方に関する取組

現状のアクセス業務における実務上の課題抽出を行い、それに代わる新たな検討プロセスとして、空容量のある系統への連系申込みに対しては、随時、受付後速やかに検討を実施する一方、空容量がなくなる系統への連系申込みに対しては、定められた期間に申込みれたものをまとめて検討する新たな方法について検討した。また、併せて公開情報の在り方についても検討した。

（2）広域系統整備計画

国の電力レジリエンスワーキンググループ中間とりまとめにおいて、北海道本州間連系設備整備後の更なる増強等について本機関で速やかに検討すべきとの国からの要請を受けて、計画策定プロセスを開始した。本検討については、新たに設置した「電力レジリエンス等に関する小委員会」で集中的に議論することとした。

東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画及び東北東京間連系線に係る広域系統整備計画について、各種発注手続きの進捗に応じて「コスト等検証小委員会」を4回開催し、コスト等検証を行った。

また、東北東京間連系線に係る広域系統整備計画については、年度末に特定負担者の辞退の申し出を受けたことから、2019年度に再検討を開始することとした。

(3) 系統アクセス業務の実施

①系統アクセス業務

系統連系希望者から事前相談61件、接続検討58件の申込みを受け付け、繰越分も含め、事前相談62件、接続検討41件への回答を行った。回答に際しては、一般送配電事業者による検討結果に加え、本機関による検証結果についても説明を行った。

また、系統アクセス業務に係る情報の取りまとめ結果の公表、一般送配電事業者による回答遅延解消に向けた取組状況の確認等を進めた。

加えて、国からの要請を受け、確定した連系容量を取り消す場合の標準手続及び工事費負担金の支払い条件の変更に応じる場合の考え方について明確にするとともに、それらを公表し、系統アクセス業務の改善を図った。

②電源接続案件募集プロセス

近隣の電源接続案件を募り、系統増強対策を行うための工事費負担金を複数の系統連系希望者により共同負担する手続である電源接続案件募集プロセス（以下、電源募集プロセスという。）について、9エリアの電源募集プロセスが完了した。

また、電源募集プロセスの基本的な進め方を随時レビューし、その見直し結果の公表等を通じて系統連系希望者の電源募集プロセスに対する理解促進を図った。

③リプレイス案件系統連系募集プロセス

設備容量10万kW以上の発電設備等が廃止となる場合に、当該発電設備等が連系する送電系統への系統連系希望者を募集するリプレイス案件系統連系募集プロセス（以下、リプレイス募集プロセスという。）について、基本的な進め方を随時レビューし、その見直し結果の公表等を通じて系統連系希望者のリプレイス募集プロセスに対する理解促進を図った。

(4) 調整力及び必要予備力の在り方の検討

「調整力等委員会」を11回開催し、また、「電力レジリエンス等に関する小委員会」を設置し、調整力・予備力の在り方等の検討を行った。主な検討内容は以下のとおり。

①一般送配電事業者が公募調達する調整力の必要量等

- ・電源Ⅰの必要量

「供給予備力確保との関係」と「実需給断面で必要となる調整力との関係」を踏まえて、前年度と同様に、最大3日平均電力の7%を電源Ⅰとして確保することが適当であることを示した。

- ・電源Ⅰの必要量等

前年度と同様に、10年に1回程度の猛暑や厳寒による需要増加に対する暫定的な対応として電源Ⅰ必要量を示した。

- ・電源Ⅱの事前予約

需給調整市場開設までの暫定対応として、エリア内の電源Ⅱを必要な時に十分活用するための方策として事前予約について検討し、事前予約はスポット市場以降の活用を原則としつつも、事後検証を行うことを前提にスポット市場前に行うことも認めることとした。

②必要供給予備力

全国の供給信頼度基準を現状の全国の必要供給予備力7%に相当する需要1kWあたりのEUE(Expected Unserved Energy：供給不足電力量の期待値)として設定する等、供給信頼度に関する考え方を整理した。また、必要供給予備力検討の残課題について検討するとともに、容量市場の制度設計に必要な検討について整理を進めた。

(5) 地域間連系線の管理

次の各項目に掲げる業務をはじめとする地域間連系線の管理に関する業務を行った。

①運用容量及びマージンの設定

6回の「運用容量検討会」及び4回の「マージン検討会」における検討を経て、各連系線の運用容量及びマージンを定め、公表した。

運用容量の算出にあたっては、北陸フェンスの運用容量算出断面の細分化や中国九州間連系線の1回線停止時の電源制限量の見直し等により運用容量を拡大した。

また、間接オークション導入に伴い、マージンの設定実績のある連系線については蓋然性のある値の範囲でマージンを設定する等、考え方の整理を行った上で、マージンを設定・公表した。

②連系線利用計画の管理

連系線利用計画の受付、更新、空容量公表、問合せ対応等の業務を着実にを行った。

また、10月1日からの間接オークションの開始に伴い、連系線利用計画を廃止し、これに係る業務を停止した。

③間接オークションの開始

10月1日の間接オークション開始に向け、制度移行を円滑に行えるよう、経過措置計画、承認電源等などのルール概要の事業者向け説明会を2回開催し、広域機関システムの改修を着実にを行い、円滑に制度をスタートさせた。

(6) 作業停止計画の調整

会員等が流通設備や発電設備の点検・修繕等の作業を行うために提出する作業停止計画について、2019年度及び2020年度分の計画に加え、長期的な予見性を確保するため、2021年度において計画が具体化しており連系線の運用容量に長期間影響を与える件名についても併せて公表した。

また、複数事業者の発電制約が必要な作業停止については、発電設備容量(kW)に応じたプロラタ按分方式を基本的な考え方としつつ、運用と費用負担を区分した発電制約量売買方式として具体的な運用方法を議論して取りまとめた。従前の作業停止調整マニュアルを発展させ、パブリックコメント、説明会を経て、計画どおり10月からの運用開始を実現した。

(7) 需要者スイッチング支援

スイッチング支援システムを大きなトラブルなく安定的に運用した。

「スイッチング支援に関する実務者会議」を8回開催し、議論等を踏まえて、2件のシステム改良、3回の運用マニュアル改正を行った。また、議論の概要及び取りまとめ結果を遅滞なく公表した。

(8) 情報通信技術の活用支援

情報通信技術の活用では、関係者の要望を踏まえて小売電気事業者の料金請求業務の効率化に向けて関係者と調整等を実施した。

サイバーセキュリティ対策では、会員向け啓発活動として自己診断ツールを展開し、報告を受けた。また、改善を要する会員に対して助言を行うとともに全会員に結果を情報提供した。

さらに、電力ISACに参加し、そこで得られたサイバー攻撃被害や情報システムの脆弱性等の知見を会員に提供した。

(9) 系統情報の公表

全国の電力需給状況や地域間連系線の利用状況等、業務規程に定める情報について、情報公表システムを通じて公表した。

間接オークション開始に伴って不要となった情報を削除し、予想潮流の公表等新たに必要となった情報を加えて公表した。

また、11月より各エリア及び全国大の供給実績についてグラフの公表を

開始した。

(10) 業務品質の向上

広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、地域間連系線の管理等の各業務において、シミュレーション解析ツールを活用した技術的検証等によりの確な業務遂行に努めた。

また、広域連系系統での費用対便益評価等での活用を見据え、高機能でありかつ国内外で導入実績のある広域需給シミュレーションツールを新たに導入し動作確認を実施した。

(11) システム開発の実施

容量市場システムでは、実需給前までの機能開発に向けてプロジェクト計画の策定及び要件定義を行い、システム開発（一次開発）に着手した。

広域機関システムは、間接オークション対応に向けて、テスト工程を経て各種切り替え作業を実施、開発体制や品質管理、工程管理を適切に行い、導入対応を遅滞なく完了した。

また、新北海道本州間連系設備への対応、2019年4月からスタートする間送電権発行に向けたシステム側の先行対応の準備を進め、ネガワット取引対応を含め、計画どおりに完了した。

また、情報システムの導入・改良等を適切に管理するため、「情報システム管理会議」を9回開催し、システム構築のプロジェクト計画や開発進捗状況を確認した。

5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

(1) 電気の需給の状況の監視

広域機関システムを通じて各一般送配電事業者の中央給電指令所と連携し、収集した情報を活用して、各エリア及び全国大の電気の需給状況を常時監視した。

需要実績との乖離の大きい事業者に注意喚起と再発防止策の提出要請を行った。さらに、計画適正化に向け、追加措置が必要と判断した事業者に対しては追加の回答書やヒアリング等により是正を求めた。

また、間接オークション導入に伴い、一部事業者において新ルールに対する認識齟齬により不一致を発生させた事象が確認されたため、是正を促して改善を図った。

(2) 北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に係る検証

9月6日に発生した、北海道胆振東部地震に伴う大規模停電について、経済産業大臣より検証の指示を受け、「平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に係る検証委員会」（以下「検証委員会」という。）を設置し、4回開催した。

「検証委員会」では、地震発生からブラックアウトに至るメカニズムを明らかにしつつ、ブラックアウトから一定の供給力確保までの手順が概ね妥当であることを確認した。その上で、「検証委員会」で想定した稀頻度事故、いわゆる最大規模発電所1サイト脱落のような事故に対して、ブラックアウトは起きないような対策が取り得るという整理を行い、停電規模抑制及び再発防止策を示した。

また、これらの内容を最終報告として取りまとめ、12月19日に公表した。

(3) レジリエンスの向上

「検証委員会」や国の電力レジリエンスワーキンググループでの議論等を踏まえて、電力レジリエンスに関する以下の事項について、2019年度春までを目途に一定の結論を得るよう検討を開始した。

- ①北海道本州間連系設備の更なる増強等検討
- ②更なる供給力等の対応確保策検討
- ③レジリエンスと再生可能エネルギー拡大の両立に資する地域間連系線等増強・活用策等の検討
- ④太陽光・風力発電機の周波数変動に伴う解列整定値等見直し
- ⑤停電コストの技術的な精査等

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

猛暑や震災等に伴い、広域的な融通を行わなければ、電気の需給の状況が悪化するおそれがあったため、会員への指示を行った。

- ①7月18日（高気温による想定以上の需要増）
 - ・関西電力へ100万kWの受電指示。
 - ・東京電力パワーグリッド、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力に対する送電指示を実施。
- ②9月7日から9月21日（北海道胆振東部地震による供給力低下）
 - ・北海道電力へ最大60万kWの受電指示。
 - ・東北電力、東京電力パワーグリッドに対する送電指示を実施。

③ 10月17から18日（四国エリアの発電事業者の電源トラブルによる供給力低下）

- ・ 四国電力へ最大70万kWの受電指示。
- ・ 関西電力に対する送電指示を実施。

④ 1月10日（太陽光電源予測外れと気温低下による需要増）

- ・ 中部電力へ最大105万kWの受電指示。
- ・ 北海道電力、東北電力、東京電力パワーグリッド、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力に対する送電指示を実施。

九州電力からの下げ調整力不足時の対応要請に基づき、本機関設立後初の長周期広域周波数調整を行い、九州エリアの再生可能エネルギー発電設備の発生電力を中国以東のエリアへ送電した（56回実施した。）。

また、九州電力が行った九州本土及び離島の再生可能エネルギー発電設備の出力抑制について、出力抑制が適切であったかどうかを都度、事後検証し、適切に行われたことを確認の上、検証結果を公表した。加えて、2017年度九州エリアの離島にて実施された出力抑制が年度を通して公平に行われたかどうかについても検証し、予め定められた手続きに沿って公平に行われたことを確認の上、検証結果を公表した。

一般送配電事業者の協力のもと、次のとおり、需給悪化時の対応訓練を行った。

① 需給ひっ迫融通指示訓練

- ・ 8月8日

夏季重負荷期を想定した需給ひっ迫融通指示訓練を行った。

② 下げ調整力不足対応訓練

- ・ 4月18日、8月21日

再生可能エネルギーの導入増加に伴う下げ調整力の不足を想定した、下げ調整力不足対応訓練を行った。

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第7号）

（1）苦情又は相談の対応

送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を22件受け付け、1件は対応継続中、21件は対応を終了した。

また、2017年度及び2018年度上期における苦情及び相談対応の状況について取りまとめ、公表した。

(2) 紛争の解決

和解の仲介（あっせん・調停）の申請はなかった。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第6号）

指導、勧告の案件はなかった。

9. 前1.～8.の附帯業務（法第28条の40第9号）

(1) 報告書の作成及び公表

次の①から⑤の内容を取りまとめ、年次報告書として公表した。

- ① 2017年度までの電力需給に関する実績（供給区域ごとの周波数変動、電圧変動、停電状況に関する電気の質についての評価、分析を含む。）
- ② 2017年度までの電力系統に関する実績
- ③ 2017年度の系統アクセス業務に関する実績
- ④ 平成30年度供給計画の取りまとめ結果等に基づく中長期の電力需給や電力系統に関する見通し及び課題
- ⑤ 各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等に関する検討状況（2019年度調整力の公募にかかる必要量等の考え方について）

(2) 調査及び研究

主な調査・研究件名は次のとおり。

① 容量メカニズムに関する調査

欧米における容量市場の制度設計（需要曲線の考え方、Net CONE（卸電力市場・調整力市場等の容量市場以外の収入を除く新規電源の参入コスト）の設定方法、市場監視の在り方等）について調査を行った。

② コネクト&マネージに関する調査

欧米におけるコネクト&マネージ（平常時の混雑管理、出力抑制に対する補償の状況等）について調査を行い、その報告書を取りまとめ公表した。

③ 需給調整市場に関する調査

欧米における需給調整市場の制度設計（導入背景、需給調整商品の設計、広域調達・運用、連系線での事前割当て等）について調査を行った。

④ 諸外国の停電事例に関する調査

諸外国における停電事例についての調査を行った。

(3) 災害等への対応

6月の大阪府北部地震、9月の北海道胆振東部地震、1月の熊本県熊本地

方地震及び2月の北海道胆振地方中東部地震に際して、防災業務計画に基づく警戒態勢発令及び警戒本部を設置し、需給状況等の情報収集に当たった。

特に9月に発生した北海道胆振東部地震に際しては、被災地域で発生した大規模停電に関して、国及び一般送配電事業者との情報共有に努め、電力融通指示など需給改善の対応を行った。また、本地震での対応を踏まえ、防災業務計画及び事業継続計画（BCP）の見直し検討を行った。

また、3月に防災業務計画に基づく総合防災訓練を行い、非常災害対応本部の立上げ、需給改善のための指示及びリエゾン派遣等の訓練を行った。

さらに、国民の保護に関する業務計画及び新型インフルエンザ等対策業務計画に関する研修会等へ参加した。

10. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第10号）

（1）広報

本機関のウェブサイトを活用し、理事会の開催状況等を随時公表したほか、各委員会の開催案内及び議事録・資料等会員の事業活動に関わる情報を速やかに公表した。また、需給状況の悪化時の会員への指示（4事象・25回）についても速やかに公表した。

さらに本機関の活動について、報道機関等からの取材、問い合わせ対応を随時行うとともに、プレスリリース4回、記者向け勉強会2回、論説委員の懇談会1回を行った。

また、本機関紹介用のパンフレット及びDVDを全面改訂した。

（2）情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムについて、コンピュータウィルス、不正アクセス及び脆弱性問題等による被害は発生しなかった。

また、第三者による情報セキュリティ監査を行い、役職員等に対する研修として、情報セキュリティに関する規程の説明、標的型メール訓練、チェックシートによる自己点検を行った。

その他、2018年2月から運用開始したセキュリティログ監視システムを用いて、本機関のシステムへの攻撃等の脅威に対する早期の検出と状況把握を行い、各種サイバー攻撃を防御できていることを確認した。

（3）バックアップ拠点の維持

大阪バックアップ拠点において、システムの稼働確認及び職員の対応訓練を行った。

(4) 職員の確保・育成

プロパー採用、出向受入及び派遣職員受入により業務遂行に必要な要員を確保した。プロパーについては、新卒採用者2名のほか、専門性をもったプロパー職員4名を中途採用した。

育成関係については、機関外の講師を招いて全職員対象の研修会を実施、新卒者は各部毎の業務に関する基礎的な研修及び送配電等業務に係る専門技術研修を実施した。

Ⅲ. 総会、理事会、評議員会の開催状況

当年度の総会、理事会、評議員会の開催状況は、以下のとおりである。

1. 総会の開催

計2回総会を開催した。

2. 理事会の開催状況

計43回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

3. 評議員会の開催状況

計3回開催し、会員から独立した客観的な視点から本機関の重要事項を審議し、都度、議案及び議事録を公表した。

2018年度 収入支出決算書(収入の部)

(単位:千円)

科 目	収入予算額 A	収入決定済額 B	収入予算額と収入決定済額 との差額 B-A	備考
会費収入	6,119,290	6,121,520	2,230	
会 費	11,000	13,230	2,230	会員数の増による
特別会費	6,108,290	6,108,290	—	
その他収入	1,265,932	1,248,632	△ 17,299	広域機関システム開発遅延損害金想定差による
前年度よりの繰越金	1,674,316	2,124,423	450,107	剰余見込想定差による
合 計	9,059,538	9,494,576	435,038	

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2018年度 収入支出決算書(支出の部)

(単位:千円)

科 目	支出予算額 A		予備費 使用額 C	流用増減額 D	支出予算 現額 E=A+C+D	支出 決定済額 F	翌事業年度 への繰越額 G	不用額 E-F-G	備考
	前事業年度 からの 繰越額(再掲) B								
人件費	1,884,524	181,083	—	—	1,884,524	1,651,943	232,580	—	
役職員給与	1,565,491	128,447	—	—	1,565,491	1,383,977	181,513	—	
其他人件費	319,033	52,636	—	—	319,033	267,966	51,066	—	
租税公課	4,067	571	—	—	4,067	3,205	861	—	
固定資産関係費	4,266,256	1,023,266	—	—	4,266,256	3,779,122	487,133	—	
有形固定資産取得費	308,747	73,136	—	20,000	328,747	318,833	9,913	—	
無形固定資産取得費	3,943,672	938,558	—	△ 20,000	3,923,672	3,454,861	468,810	—	
修繕費用	13,837	11,571	—	—	13,837	5,427	8,409	—	
運営費	2,472,639	349,903	—	—	2,472,639	2,244,681	227,957	—	
支払利息	168,181	126,845	—	—	168,181	35,635	132,545	—	
予備費	263,871	193,052	—	—	263,871	—	263,871	—	
合 計	9,059,538	1,874,722	—	—	9,059,538	7,714,588	1,344,949	—	

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

債務に関する計算書

(単位:百万円)

事項	前事業年度 末の債務額 A	本事業年度の 債務負担額 B	計 C=A+B	本事業年度の 債務消滅額 D	本事業年度 末の債務額 C-D	債務負担年限
賃貸借経費	1,807	—	1,807	241	1,566	2025年度まで
業務運営用機器等 リース経費	171	—	171	75	95	2020年度まで
システム開発等に 係る経費	1,716	8,645	10,362	1777	8,584	2023年度まで
合計	3,696	8,645	12,341	2,094	10,247	

(注1) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3) 金額については税込である。

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

2018年度電力広域的運営推進機関予算総則(以下「総則」という。)に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条に規定する2018年事業年度において債務を負担することができる限度額及び債務を負担した金額は、次のとおりである。

(単位:百万円)

事項	債務負担限度額	債務負担額
システム開発等に係る経費	8,790	8,645

※金額については税込である。

2. 総則第3条に規定する役職員給与、退職給与引当金繰入および交際費について、相互流用はなかった。
3. 総則第4条に規定する収入支出予算の弾力条項については、一般会費が予算額に比して増加したが、総会運営等の必要経費に充当した。
4. 総則第5条に規定する役職員の定数及び給与については、予算において予定した定員及び給与の基準をこえた増加又は支給はなかった。

貸 借 対 照 表

2019年 3月31日 現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,583,286	流動負債	3,709,501
現金及び預金	1,785,557	未払金	73,213
未収金	20	未払費用	1,451,338
前払費用	21,993	短期リース債務	2,179,380
その他流動資産	775,715	預り金	5,569
固定資産	11,295,409		
有形固定資産	1,212,434	固定負債	6,422,558
建物	3,974	退職給付引当金	40,624
建物付属	61,719	リース債務	6,381,933
器具諸備品	199,179		
リース資産	947,512	負債合計	10,132,059
一括償却資産	48		
無形固定資産	9,930,739	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,302,286	利益剰余金	3,746,635
リース資産	7,628,236		
一括償却資産	216	純資産合計	3,746,635
投資その他の資産	152,235		
退職給付引当資産	40,624		
長期投資	111,610		
その他固定資産	-		
資 産 合 計	13,878,695	負債・純資産合計	13,878,695

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

損 益 計 算 書

自 2018年4月 1日
至 2019年3月31日

(単位:千円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	6,406,507	経常収益	7,370,122
人件費	1,656,320	会費収入	6,121,490
運営費	2,400,523	一般会費	13,200
租税公課	3,205	特別会費	6,108,290
支払利息	35,635	その他収入	1,248,632
修繕費	5,427		
減価償却費	2,305,396		
当期純利益	963,615		
合 計	7,370,122	合 計	7,370,122

- (注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。
- (注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。
- (注3) 上期純利益については下期に使用するものであり、剰余金の処分は行わない。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

(1) リース資産以外の固定資産

有形固定資産及び無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

581,103千円

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額(役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額)を計上している。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 運営費

本機関の運営に必要な費用であり、その内訳は以下のとおりである。

単位: 千円	
賃借料	335,103
委託費	1,880,915
通信運搬費	30,785
消耗品費	49,698
旅費	42,560
研修費	9,984
雑費	51,475
運営費計	2,400,523

(3) 重要な契約

システム開発等に係る経費として、当該開発の完了に伴い、翌事業年度以降約34億円のリース契約を締結する見込みである。

財 産 目 録

2019年 3月31日 現在

(単位:千円)

貸借対照表科目	摘 要	金 額
(流動資産)		
現金及び預金	普通預金	1,785,557
未収金	会費請求分	20
前払費用	事務所4月分賃料前払 他	21,993
その他流動資産	広域機関システム(要件定義・基本設計) 他	775,715
流動資産合計		2,583,286
(固定資産)		
有形固定資産		
建物	事務所内設備 他	3,974
建物付属	電気・空調設備設備 他	61,719
器具諸備品	広域機関システム用、スイッチング支援システム用機器 他	199,179
リース資産	広域機関システム用機器、OAシステム用機器	947,512
一括償却資産	事務所什器 他	48
無形固定資産		
ソフトウェア	広域機関システム、OAシステム、スイッチング支援システム 他	2,302,286
リース資産	広域機関システム、OAシステムソフトウェア	7,628,236
一括償却資産	地図ソフト	216
投資その他の資産		
退職給付引当資産	役職員に対する退職金支払いに備えた預金	40,624
長期投資	事務所敷金 他	111,610
固定資産合計		11,295,409
資 産 合 計		13,878,695
(流動負債)		
未払金	広域機関システム 他	73,213
未払費用	役職員給与	532,865
	その他人件費	109,727
	租税公課	0
	賃借料	7,399
	委託費	795,210
	通信運搬費	113
	消耗品費	3,514
	旅費	402
	雑費	2,103
預り金		5,569
短期リース債務	広域機関システム、OAシステム	2,179,380
流動負債合計		3,709,501
(固定負債)		
退職給付引当金	役職員に対する退職金の支払いに備えたもの	40,624
リース債務	広域機関システム、OAシステム	6,381,933
固定負債合計		6,422,558
負 債 合 計		10,132,059
純 資 産		3,746,635

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

電気事業法第28条の49第2項の規定による 監事の意見書

1. 監査の概要

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の2018年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下、「財務諸表等」という。）について、理事会その他の会議に出席し、会計書類及び重要な決裁文書を閲覧及び調査し、本機関の理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、随時説明を求めること、及び監査室と内部監査結果について緊密な連携を図ることにより、監査を実施しました。

2. 意 見

2018年度の財務諸表等は、法令及び会計規程等に基づき、本機関の当年度における財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

2019年5月8日

電力広域的運営推進機関

監事 高 木 佳 子 ⑩

監事 千 葉 彰 ⑩

経済産業省

官 印 省 略
20190605資第64号
令和元年6月11日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

平成28年度財務諸表等の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の49第1項に規定する財務諸表等の承認について、貴委員会の意見を求めます。

平成28年度財務諸表等承認申請書

広域企第11号

平成29年6月8日

経済産業大臣 殿

電力広域的運営担

理事長 金本 良

住所 東京都江東区豊洲

5

電気事業法第28条の49の規定に基づき、平成28年度財務諸表等の承認を受けたいので、別紙のとおり申請します。



平成28年度事業報告書

I. 電力広域的運営推進機関の概要

1. 業務の内容

(1) 目的

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

(2) 業務内容

本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

- ① 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- ② 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、電気の需給の状況を改善する必要があると認められるときは、会員に対し指示を行うこと。
- ③ 送配電等業務指針を策定すること。
- ④ 電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑤ 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（以下「電源入札等」という。）を行うこと。
- ⑥ 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- ⑦ 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- ⑧ 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、電気事業の遂行に当たって広域的運営を推進する目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2. 事務所の所在地

東京都江東区豊洲6丁目2番15号

3. 会員の状況

平成29年3月31日現在の会員数は、936事業者である。

（内訳） 一般送配電事業者：10事業者
送電事業者：2事業者
特定送配電事業者：20事業者
小売電気事業者：389事業者
発電事業者：572事業者

4. 役員の状況

平成29年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	金本 良嗣
理事	佐藤 悦緒
理事	遠藤 久仁
理事	寺島 一希
理事	内藤 淳一
監事（非常勤）	水嶋 利夫
監事（非常勤）	高木 佳子

5. 評議員の状況

平成29年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員会議長	野間口 有	（三菱電機株式会社 特別顧問 国立研究開発法人産業技術総合研究所 最高顧問）
評議員	秋池 玲子	（ボストン・コンサルティング・グループ シニア・ パートナー&マネージング・ディレクター）
評議員	安念 潤司	（中央大学法科大学院 教授）
評議員	石川 義明	（石川金属機工株式会社 代表取締役社長）
評議員	江崎 浩	（東京大学大学院情報理工学系研究科 教授）
評議員	大高 和雄	（毎日新聞社 論説副委員長）
評議員	倉貫 浩一	（読売新聞東京本社 論説委員）
評議員	酒井 良次	（株式会社セブンーイレブン・ジャパン 取締役常務 執行役員）
評議員	鈴木 彩子	（早稲田大学国際教養学部 准教授）
評議員	高村 ゆかり	（名古屋大学大学院環境学研究科 教授）
評議員	夏目 智子	（全国地域婦人団体連絡協議会 幹事）
評議員	松岡 萬里野	（一般財団法人日本消費者協会 理事長）
評議員	松村 敏弘	（東京大学社会科学研究所 教授）
評議員	村上 政博	（成蹊大学法科学研究科 教授）
評議員	山内 弘隆	（一橋大学大学院商学研究科 教授）
評議員	山地 憲治	（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事・研 究所長）
評議員	横山 明彦	（東京大学大学院新領域創成科学研究科先端エネル ギー工学専攻 教授）
評議員	渡辺 毅	（株式会社みずほ銀行 専務執行役員）

6. 職員の状況

平成29年3月31日現在の職員数は、141名である。

Ⅱ．平成２８年度における個別業務の実施状況

平成２８年度の業務実施状況は次のとおりである。

１．送配電等業務指針の策定及び変更（法第２８条の４０第３号）

次のとおり経済産業大臣に対し認可を申請し、それぞれ認可を受けた。

- ① 「系統情報の公表の考え方」の改定への対応等について、７月１３日に認可を受けた。
- ② 供給計画のスケジュール変更について、１０月１８日に認可を受けた。
- ③ ネガワット取引に関する規定の整備及びＦＩＴ電源の買取義務者の見直し等への対応について、３月３１日に認可を受けた。

２．供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第２８条の４０第４号）

（１）供給計画の取りまとめ

① 平成２８年度供給計画の取りまとめ

ライセンス制の導入に伴い、平成２８年４月１日以降に電気事業者となった小売電気事業者、発電事業者、特定送配電事業者、送電事業者及び一般送配電事業者から供給計画の提出を受け、これらの供給計画（全３２４事業者分）について取りまとめを行い、実効性のある供給力確保の在り方及び稀頻度リスクへの対応に関する検討について意見を付して、平成２８年６月２９日に経済産業大臣に送付した。

また、その後新たに会員となった電気事業者の平成２８年度供給計画及び供給計画の変更についても、随時経済産業大臣に送付した。

② 平成２９年度供給計画取りまとめ

小売電気事業者、発電事業者、特定送配電事業者、送電事業者及び一般送配電事業者から平成２９年３月に供給計画の提出を受け、これらの供給計画（９３８事業者分）について取りまとめを行い、容量市場創設の着実な推進、実効性のある調整力確保の仕組み及び広域運用における再生可能エネルギーの出力抑制回避に向けた対応に関する意見を付して、平成２９年３月３０日に経済産業大臣に送付した。

（２）需要想定に関する業務

会員が適切かつ円滑に需要想定を行えるようにするため、需要想定的前提となる全国経済見通しを策定し、平成２８年１１月２４日に公表した。

また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に全国の需要想定を策定し、平成２９年１月１８日に公表した。

（３）電力需給検証

電気事業者が保有する供給力と、短期の需要予測に基づき、平成２８年度冬季の電力需給について事前検証を実施し、全国大で電力の安定供給に必要な供給予備率３％以上を確保できる見通しであることを確認した。併せて、平成２８年度夏季の電力需給の実績についても検証を実施し、想定に比べ余裕がある需給実績であったことを確認した。

３．入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第２８条の４０第５号）

有識者等で構成する調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、供給計

画の取りまとめ結果に加え、供給計画に計上されていない新規開発電源の計画を考慮した需給バランスを評価した結果、平成28年度から平成38年度までの期間を通じ、供給予備力が基準を上回ることが確認できたことから、電源入札等の検討を開始する必要性はないと判断した。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）

（1）広域連系システムの長期方針及び整備計画

電力の広域運用の観点から、将来の広域連系システムの合理的な設備形成に資するため、有識者等で構成する広域系統整備委員会における11回の審議を経て、次の事項を決定した。

① 広域系統長期方針

適切な信頼度の確保、電力系統利用の円滑化・低廉化及び電力流通設備の健全性確保の3点が実現されている状態を広域連系システムのあるべき姿と定義し、その実現に向け、既存流通設備の最大限の有効活用その他の今後の流通設備形成の考え方を確認するとともに、解決すべき課題並びに必要な取組事項を整理した広域系統長期方針を、平成29年3月30日に策定し、公表した。

② 個別の広域系統整備計画

広域系統整備計画の実施案及び事業実施主体並びに費用負担割合等の評価・検討を行い、費用負担者から負担の同意を得た上で、平成28年6月29日に東京中部間連系設備、平成29年2月3日に東北東京間連系線に係る広域系統整備計画を策定、公表した。

③ 一般負担の上限額の追加設定等

「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担の在り方に関する指針」（平成27年11月6日 資源エネルギー庁）に基づく「一般負担額のうち、『ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額』と判断される基準額」（一般負担の上限額）について、未指定であった廃棄物電源及びバイオマス電源（燃料種別ごとの設定）について新たに指定し、公表した。

（2）系統アクセスの受付

発電設備等の系統連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）から事前相談333件、接続検討83件の申込みを受け付け、一般送配電事業者による検討結果の確認及び検証、系統連系希望者に対する回答等の業務を遂行した。回答に際しては、一般送配電事業者による検討結果に加え、本機関による妥当性確認の結果についても説明を行った。

また、系統アクセス業務に係る情報の取りまとめ結果の公表、一般送配電事業者による回答遅延解消に向けた取組状況の確認等、業務改善に向けた取組を進めた。

（3）電源接続案件募集プロセス及びリブレース案件系統連系募集プロセス

① 電源接続案件募集プロセス

近隣の電源接続案件を募り、複数の系統連系希望者により工事費負担金を共同負担することで系統増強対策を行う手続である電源接続案件募集プロセス（以下「プロセス」という。）について、系統連系希望者等からの開始申込みを受け、広域機関主宰にて18件を開始し、入札等を実施した。

また、一般送配電事業者主宰の14件（平成27年度開始の9件を含む）について募集要領案の確認等を行い、東京電力パワーグリッド株式会社主宰の2件についてプロセスが完了した。

プロセスの実施に際しては、系統連系希望者が可能な限り連系できるよう、入札の成立条件を満たさない場合に入札者に追加負担可能額を確認する等の手続を導入するとともに、プロセスが円滑に進行するよう、共同負担意思確認時に追加の保証金を求める等の改善を図った。また、「電源接続案件募集プロセスの基本的な進め方」の公表や説明会等を通じて系統連系希望者等の理解促進を図った。

② リプレース案件系統連系募集プロセス

設備容量10万kW以上の発電設備等が廃止となる場合に、当該発電設備等が連系する送電系統への系統連系希望者を募集するリプレース案件系統連系募集プロセスについて、今後の案件発生時に円滑にプロセスを進められるよう具体的な進め方について検討を進めた。

（４）調整力のあり方の検討

調整力・予備力、及びそれらと密接な関係にある連系線マージンの在り方等について検討するため、定款に基づく理事会の諮問機関として、有識者等による調整力及び需給バランス評価等に関する委員会を設置し、計14回の会合を開催した。これらの検討の経緯及び結果並びに今後の課題については、同委員会の報告書として取りまとめ、公表した。その主な内容は以下のとおりである。

① 電源Ⅰの必要量

需要想定誤差、再生可能エネルギー電源の出力想定誤差等に関する実績データを分析、検討の結果、暫定的に、偶発的に発生する需給変動に対応するために必要となる供給予備力に相当する量（最大3日平均電力の7%）を電源Ⅰとして確保することが適当であることを示した。

② 電源Ⅰ'の必要量等

10年に1回程度の猛暑や厳寒による需要増加に対しても、確実に需給バランスを維持するための供給力等について、暫定的に一般送配電事業者が「電源Ⅰ'」として確保することが適当であることを示した。

また、発動に時間を要し、年間発動回数に制約があるディマンドリスポンス等も電源Ⅰ'の対象となり得ることを示した。この結果、一般送配電事業者が行った平成29年度調整力公募において、複数のディマンドリスポンスが落札された。

③ 連系線マージンの在り方

各連系線に設定しているマージンの必要性を改めて評価し、このうち、東北東京間連系線の潮流抑制のために設定しているマージンは、原則ゼロとすることが適当であることを示した。

（５）地域間連系線の管理

次の各項目に掲げる業務をはじめとする地域間連系線の管理に関する業務を実施した。

① 運用容量及びマージンの設定

本機関職員及び一般送配電事業者等で構成する運用容量検討会及びマージン検討会

における検討を経て、各連系線の運用容量及びマージンを定め、公表した。

東北東京間連系線のマージン（順方向）については、調整力及び需給バランス評価等に関する委員会での審議を踏まえ、台風や暴風雪等のリスクが高い場合を除き、実需給断面のマージンをゼロとすることとし、系統利用者の利用機会の拡大を図った。

② 連系線利用計画の管理

連系線利用計画の受付、更新、空容量公表、問合せ対応等の業務を着実に実施した。その際、調達計画・販売計画と連系線利用計画との乖離が大きい計画を提出している事業者に対し、ヒアリング、計画修正の要請等を行い、連系線の適正な利用に関する会員の意識向上に取り組んだ。

③ 連系線利用ルールの見直し検討

連系線利用に関する公平性・公正性を確保するとともに、連系線を最大限効率的に活用できるようにするため連系線利用ルールの見直しに着手した。

有識者を交えた検討会においては、平成30年4月を目途に、これまでの先着優先に基づく連系線利用申込の受付を停止し、卸電力取引所での市場取引に基づく連系線利用（間接オークション）に移行することが適当であるとの方向性を確認した。

（6）作業停止計画の調整

会員等が流通設備や発電設備の点検・修繕等の作業を実施するために提出する作業停止計画について、平成29年度及び30年度分の計画について、取りまとめ、公表した。その際は、新たに導入した広域機関システムの作業停止計画管理機能を活用してプロセスの透明性を確保するとともに、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める留意事項を考慮しつつ調整を行った。

（7）需要者スイッチング支援

スイッチング支援システムを大きなトラブルなく安定的に運用したほか、本機関、一般送配電事業者、小売電気事業者等で構成するスイッチング支援に関する実務者会議を11回開催し、システム運用開始後の課題について検討を行い、資料及び議事録を公表した。

また、実務者会議で把握した会員からの要望、制度変更への対応等を目的としたシステム改良を6件実施した。

（8）情報通信技術の活用支援

ネガワット取引の開始に対応するため新たに需要抑制計画ビジネスプロトコル標準規格を制定、その他関連する規格の変更を実施した。

また、会員に対する情報セキュリティ施策として、独立行政法人情報処理推進機構との協働により、会員が、自社のセキュリティレベルを自己確認できるツールを開発、配布した。

さらに、平成29年3月に発足した電力ISACに特別会員として参加するとともに、機関外で発生したサイバー攻撃被害、情報漏えい事案に関わる情報システムの脆弱性等の情報を会員等に周知するための体制整備を進めた。

(9) 系統情報の公表

全国の電力需給状況や地域間連系線の利用状況等、業務規程に定める情報について、情報公表システムを通じて公表した。

(10) 業務品質の向上

広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、地域間連系線の管理等の各業務において、シミュレーション解析ツールを活用した技術的検証等により、的確な業務遂行に努めた。

(11) システム開発の実施

広域機関システムは、連系線利用計画管理機能等、開発が遅延した一部機能を除き平成28年4月1日に運用を開始した。開発が遅延した機能については、平成29年3月末までに主要なものは運用開始できたが、一部の特殊処理等は開発が完了せず、平成29年6月末頃まで開発期間を延長している。

また、運用開始当初には、日本卸電力取引所との通信に関する不具合、スポット市場取引用空容量の誤送信という電力取引に影響を及ぼすものや、一般送配電事業者へ最終計画ではない計画データを誤送信するなど、システムトラブルを複数発生させた。この反省を踏まえ、事務局の組織体制を一部見直すとともに、リスクマネジメント会議を設置、組織全体でリスク管理を徹底、再発防止に取り組むこととし、加えて、平成29年6月末を目標に、広域機関システムの安定稼働を目的とした改良（システム基盤強化）を進めることとした。

さらに、今後の開発遅延の防止、システムの信頼性向上を目的に、定款に定める理事会の諮問機関として、広域機関システムの開発に関する第三者評価委員会を設置、平成29年3月29日、原因分析、再発防止策等に関する答申を受けた。

5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

広域運用センターの当直体制を1班2名から4名体制に増強し、関係事業者と綿密に連携すると共に、広域機関システムを通じて収集した情報を活用し、各エリア及び全国大の電気の需給状況を常時監視した。

計画値同時同量制度の開始当初は、事業者から提出を受けた実需給断面の計画に不整合が多く見られた。正しい計画作成のための講習会、事業者への電話でのフォロー、平成28年8月の広域機関システムによる自動チェックの導入など、様々な取組の結果、当初の混乱を収束させることができた。また、収束以降は計画の監視を開始し、その中で本来記載されるべき値と大きく乖離する誤った値を記載した需要調達計画等を提出した電気供給事業者1社に対し、再発防止に向けた指導を行った。

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

送電線の停止による大規模電源の脱落に伴い、エリアの需給状況が悪化するおそれがあると判断し、次のとおり、会員に対する指示を2回行った。

① 平成28年9月8日（幸田碧南線停止、碧南火力410万kW脱落）

- ・中部電力へ300万kWの受電指示
- ・東京電力パワーグリッド、北陸電力、関西電力及び中国電力へ、中部電力に対する

300万kWの送電指示

② 平成29年2月21日（上越火力線停止、上越火力236万kW脱落）

・中部電力へ140万kWの受電指示

・北陸電力、関西電力、中国電力及び九州電力へ、中部電力に対する140万kWの送電指示

また、一般送配電事業者の協力のもと、次のとおり、需給悪化時の対応訓練を2回実施した。

① 平成28年7月2日

夏季重負荷期を想定した需給ひっ迫融通指示訓練を2ケース実施（一般送配電事業者9社が参加した。）

② 平成28年12月11日

九州北部地震を想定した需給ひっ迫融通指示訓練を実施（防災業務計画に基づく総合防災訓練の一環として実施した。）

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第7号）

（1）苦情又は相談の対応

送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を64件受け付け、1件は対応継続中、63件は対応を終了した。

また、平成27年度及び28年度上期における苦情及び相談対応の状況について取りまとめ、公表した。

（2）紛争の解決

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づく認証紛争解決事業者として、あっせん・調停手続の申請を2件受理し、うち1件は相手方不応諾により手続不開始、ほか1件について、あっせん・調停手続を進め、和解に至った。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第6号）

平成28年12月21日、本来記載されるべき値と大きく乖離する誤った値を記載した需要調達計画等を提出した電気供給事業者1社に対し、再発防止に向けた指導を行った。

9. 前1.～8.の附帯業務（法第28条の40第9号）

（1）報告書の作成及び公表

次の①から⑤の内容を取りまとめ、年次報告書として公表した。

① 平成27年度までの電力需給に関する実績（供給区域ごとの周波数変動、電圧変動、停電状況に関する電気の質についての評価、分析を含む。）

② 平成27年度までの電力系統に関する実績

③ 平成27年度の系統アクセス業務に関する実績

④ 平成28年度供給計画の取りまとめ結果等に基づく中長期の電力需給や電力系統に関する見通し及び課題

⑤ 各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等に関する検討状況（平成29年度調整

力の公募に関する検討結果)

(2) 調査及び研究

主な調査・研究件名は次のとおり。

① 地域間連系線の利用ルール等に関する調査

欧米の主要国・地域を対象として、地域間連系線の利用計画や混雑管理の方式、送電権の定義、その付与や転売の在り方等に関する調査を行った。

② 供給力確保策に関する調査

米国を対象として供給力確保策（主に容量メカニズム）の考え方及び制度設計に関する調査を行った。

(3) 災害等への対応

4月の熊本地震、6月の北海道函館地震、10月の鳥取県中部地震の3回、防災業務計画に基づく警戒態勢発令及び警戒本部を設置し、被害状況等の情報収集に当たったが、いずれのケースもエリア間の電力融通指示を行うには至らなかった。

熊本地震に際しては、被災地域で発生した供給支障に関して、停電状況や主要電気工作物の被害状況に加え、各一般送配電事業者からの電源車等の派遣・配置状況を把握し、国との情報共有も含め、的確な災害対応に努めた。

12月には、防災業務計画に基づく総合防災訓練を実施し、非常災害対応本部の立上げ、需給悪化の改善のための電力融通指示等の訓練を実施した。

また、本機関事務所が被災した場合の事業継続計画（BCP）の見直しの検討、国民の保護に関する業務計画及び新型インフルエンザ等対策業務計画に関する研修会への参加等の活動を行った。

(4) 出力抑制に関する検証

一般送配電事業者が実施した再生可能エネルギー発電設備の出力抑制について、妥当性を検証し、その結果を公表した。

10. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第10号）

(1) 広報

本機関のウェブサイトを活用し、理事会の開催状況等を随時公表したほか、広域機関システムの開発状況、各種計画の提出方法、スイッチング支援システムの利用状況その他の電力システム改革第2段階に関する情報、熊本地震の被害状況等、会員の事業活動に関わる情報を速やかに公表した。また、本機関が行った需給状況の悪化時の指示2件、指導1件についても速やかに公表した。

さらに、本機関の活動について、一般紙、専門誌への情報提供を随時行うとともに、17回のプレスリリース（記者会見1回、各紙論説委員説明会1回を含む。）を実施した。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムについて、コンピュータウィルス、不正アクセス及び脆弱性問題等による被害は発生しなかった。

また、第三者による情報セキュリティ監査を実施した結果、致命的な問題は指摘されなかったものの、運用改善に関する17件の指摘を受けたことから、これを踏まえた改善方針を定めた。

さらに、役職員等に対する研修として、情報セキュリティに関する規定の周知、標的型メール訓練、チェックシートによる自己点検を実施した。

(3) バックアップ拠点の確保・維持

大阪バックアップ拠点において、システムの稼働確認及び職員の対応訓練を実施した。

また、国との連絡のため必要となる場合を想定し、東京都下にもバックアップ拠点を設置し、備品の搬入を完了した。

(4) 職員の確保・育成

プロパー採用、出向受入及び派遣職員受入により業務遂行に必要な要員を確保した。プロパーについては、新卒採用者3名のほか、専門性をもったプロパー職員6名を中途採用した。

平成27年度に引続き、全職員を対象に、機関内各業務への理解促進を目的とした集合研修を実施した。新卒採用者に対しては、基礎的な集合研修のほか、当直を含む幅広い業務経験を積ませるOJT研修を実施し、能力向上を図った。

Ⅲ. 総会、理事会、評議員会の開催状況

当年度の総会、理事会、評議員会の開催状況は、以下のとおりである。

1. 総会の開催

計2回総会を開催した。

2. 理事会の開催状況

計46回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

3. 評議員会の開催状況

計6回開催し、会員から独立した客観的な視点から本機関の重要事項を審議し、都度、議案及び議事録を公表した。

平成28年度 収入支出決算書(収入の部)

(単位:千円)

科 目	収入予算額 A	収入決定済額 B	収入予算額と収入決定済額 との差額 B-A	備考
会費収入	3,756,931	3,760,161	3,230	
会 費	6,000	9,230	3,230	会員数の増による
特別会費	3,750,931	3,750,931	—	
その他収入	—	221,635	221,635	広域機関システム納期遅延に対する損害金等
前年度よりの繰越金	568,394	593,705	25,311	剰余見込想定差による
合 計	4,325,325	4,575,501	250,176	

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

平成28年度 収入支出決算書(支出の部)

(単位:千円)

科 目	支出予算額 A		予備費 使用額 C	流用増減額 D	支出予算 現額 E=A+C+D	支出 決定済額 F	翌事業年度 への繰越額 G	不用額 E-F-G	備考
	前事業年度 からの 繰越額(再掲) B								
人件費	1,602,315	187,241	—	—	1,602,315	1,428,127	174,187	—	
役職員給与	1,344,857	142,026	—	—	1,344,857	1,218,459	126,397	—	
其他人件費	257,458	45,215	—	—	257,458	209,668	47,789	—	
租税公課	3,429	600	—	200	3,629	3,541	87	—	
固定資産関係費	1,175,452	13,009	—	△ 270,400	905,052	460,765	444,286	—	
有形固定資産取得費	579,664	4,647	—	△ 270,400	309,264	44,583	264,680	—	
無形固定資産取得費	568,248	5,845	—	—	568,248	400,130	168,117	—	
修繕費用	27,540	2,516	—	—	27,540	16,052	11,487	—	
運営費	1,228,555	294,964	—	270,000	1,498,555	1,481,284	17,270	—	
雑損失	188,115	—	—	—	188,115	177,481	10,633	—	
支払利息	1,478	102	—	200	1,678	1,639	38	—	
予備費	125,981	95,797	—	—	125,981	—	125,981	—	
合 計	4,325,325	591,715	—	—	4,325,325	3,552,839	772,485	—	

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

債務に関する計算書

(単位:百万円)

事項	前事業年度 末の債務額 A	本事業年度の 債務負担額 B	計 C=A+B	本事業年度の 債務消滅額 D	本事業年度 末の債務額 C-D	債務負担年限
賃貸借経費	2,290	—	2,290	241	2,048	平成37年度まで
業務運営用機器等 リース経費	322	—	322	75	246	平成32年度まで
システム開発等に 係る経費	—	2,191	2,191	36	2,155	平成33年度まで
合計	2,612	2,191	4,804	353	4,451	

(注1) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3) 金額については税込である。

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

平成28年度電力広域的運営推進機関予算総則(以下「総則」という。)に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条に規定する平成28事業年度において債務を負担することができる限度額及び債務を負担した金額は、次のとおりである。

(単位:百万円)

事項	債務負担限度額	債務負担額
システム開発等に係る経費	3,490	2,191

※金額については税込である。

2. 総則第3条に規定する役職員給与、退職給与引当金繰入および交際費について、相互流用はなかった。
3. 総則第4条に規定する収入支出予算の弾力条項については、一般会費が予算額に比して増加したが、総会運営等の必要経費に充当した。
4. 総則第5条に規定する役職員の定数及び給与については、予算において予定した定員及び給与の基準をこえた増加又は支給はなかった。

貸 借 対 照 表

平成29年 3月31日 現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,069,857	流動負債	1,626,441
現金及び預金	1,046,942	未払金	266,505
未収金	282	未払費用	876,286
前払費用	22,617	短期リース債務	481,001
その他流動資産	15	預り金	2,648
固定資産	3,490,266		
有形固定資産	918,380	固定負債	1,835,151
建物	4,145	退職給付引当金	18,184
建物付属	72,726	リース債務	1,816,966
器具諸備品	179,261		
リース資産	659,154	負債合計	3,461,592
一括償却資産	3,092		
無形固定資産	2,441,446	(純資産の部)	
ソフトウェア	802,777	利益剰余金	1,098,531
リース資産	1,638,668		
		純資産合計	1,098,531
投資その他の資産	130,439		
退職給付引当資産	18,184		
長期投資	111,607		
その他固定資産	648		
資 産 合 計	4,560,123	負債・純資産合計	4,560,123

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <ー>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(単位:千円)

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3) 当期純利益については翌事業年度に繰り越し、剰余金の処分は行わない。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

(1) リース資産以外の固定資産

有形固定資産及び無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

107,843千円

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額(役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額)を計上している。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 運営費

本機関の運営に必要な費用であり、その内訳は以下のとおりである。

単位: 千円	
賃借料	332,595
委託費	1,175,738
通信運搬費	32,805
消耗品費	51,834
旅費	36,611
研修費	2,712
雑費	42,638
運営費計	1,674,936

(3) 重要な契約

広域機関システムの開発に関し、機能追加やシステム基盤強化のための開発委託契約58億円を締結しており、翌事業年度以降、当該開発の完了に伴いリース契約を締結する。

財 産 目 録

平成29年 3月31日 現在

(単位:千円)

貸借対照表科目	摘 要	金 額
(流動資産)		
現金及び預金	普通預金	1,046,942
未収金	会費請求分 他	282
前払費用	事務所4月分賃料前払 他	22,617
その他流動資産	電車代回数券購入仮払分	15
流動資産合計		1,069,857
(固定資産)		
有形固定資産		
建物	事務所	4,145
建物付属		72,726
器具諸備品	スイッチング支援システムハード、豊洲事務所分 他	179,261
リース資産	広域機関システム用機器、OAシステム用機器	659,154
一括償却資産	事務所什器 他	3,092
無形固定資産		
ソフトウェア	OAシステムソフトウェア、スイッチング支援システム 他	802,777
リース資産	広域機関システム、OAシステムソフトウェア	1,638,668
投資その他の資産		
退職給付引当資産	役職員に対する退職金支払いに備えた預金	18,184
長期投資	事務所敷金 他	111,607
その他固定資産	プリンタ保守費用の前払	648
固定資産合計		3,490,266
資 産 合 計		4,560,123
(流動負債)		
未払金	広域機関システムに係る第3者購入ソフト購入、ネガワット取引及びFIT送配電買取制度に伴う改修 他	266,505
未払費用	役職員給与	492,896
	その他人件費	105,568
	租税公課	4
	賃借料	7,118
	委託費	263,697
	通信運搬費	235
	消耗品費	3,442
	旅費	1,201
	雑費	2,123
預り金	源泉所得税 他	2,648
短期リース債務	広域機関システム、OAシステム	481,001
流動負債合計		1,626,441
(固定負債)		
退職給付引当金	役職員に対する退職金の支払いに備えたもの	18,184
リース債務	広域機関システム、OAシステム	1,816,966
固定負債合計		1,835,151
負 債 合 計		3,461,592
純 資 産		1,098,531

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) < - > の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、< 0 > の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

電気事業法第 28 条の 49 第 2 項の規定による 監事の意見書

1. 監査の概要

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の平成 28 事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下、「財務諸表等」という。）について、理事会その他の会議に出席し、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧及び調査し、本機関の理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、随時説明を求めること、及び監査室と内部監査結果について緊密な連携を図ることにより、監査を実施しました。

2. 意 見

平成 28 事業年度の財務諸表等は、法令及び会計規程等に基づき、本機関の当年度における財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

平成 29 年 5 月 10 日

電力広域的運営推進機関

監事 高 木 佳 子 ⑩

監事 千 葉 彰 ⑩

経済産業省

官 印 省 略
20190605資第66号
令和元年6月11日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

平成29年度財務諸表等の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の49第1項に規定する財務諸表等の承認について、貴委員会の意見を求めます。

平成29年度財務諸表等承認申請書

広域総改第1号

平成30年6月4日

経済産業大臣 殿

電力広域的運営推進

理事長 金本 良

住所 東京都江東区豊洲 1 5

電気事業法第28条の49の規定に基づき、平成29年度財務諸表等の承認を受けたいので、別紙のとおり申請します。



I. 電力広域的運営推進機関の概要

1. 業務の内容

(1) 目的

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

(2) 業務内容

本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

- ① 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- ② 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、電気の需給の状況を改善する必要があると認められるときは、会員に対し指示を行うこと。
- ③ 送配電等業務指針を策定すること。
- ④ 電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑤ 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。
- ⑥ 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- ⑦ 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- ⑧ 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、電気事業の遂行に当たって広域的運営を推進する目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2. 事務所の所在地

東京都江東区豊洲6丁目2番15号

3. 会員の状況

2018年3月31日現在の会員数は、1,105事業者である。

（内訳） 一般送配電事業者：10事業者
送電事業者：2事業者
特定送配電事業者：24事業者
小売電気事業者：468事業者
発電事業者：663事業者

4. 役員の状況

2018年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	金本 良嗣
理事	佐藤 悦緒
理事	遠藤 久仁
理事	寺島 一希
理事	内藤 淳一
監事（非常勤）	高木 佳子
監事（非常勤）	千葉 彰

5. 評議員の状況

2018年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員会議長	野間口 有	（三菱電機株式会社 特別顧問 国立研究開発法人産業技術総合研究所 最高顧問）
評議員	秋池 玲子	（ボストン・コンサルティング・グループ シニア・ パートナー&マネージング・ディレクター）
評議員	石川 義明	（石川金属機工株式会社 代表取締役社長）
評議員	江崎 浩	（東京大学大学院情報理工学系研究科 教授）
評議員	大高 和雄	（毎日新聞社 論説委員）
評議員	大橋 尚司	（株式会社セブンーイレブン・ジャパン 取締役執行 役員）
評議員	倉貫 浩一	（読売新聞東京本社 論説委員）
評議員	鈴木 彩子	（早稲田大学国際教養学部 准教授）
評議員	高村 ゆかり	（名古屋大学大学院環境学研究科 教授）
評議員	夏目 智子	（全国地域婦人団体連絡協議会 幹事）
評議員	松岡 萬里野	（一般財団法人日本消費者協会 理事長）
評議員	松村 敏弘	（東京大学社会科学研究所 教授）
評議員	村上 政博	（成蹊大学法科学研究科 教授）
評議員	山内 弘隆	（一橋大学大学院商学研究科 教授）
評議員	山地 憲治	（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事・研 究所長）
評議員	横山 明彦	（東京大学大学院新領域創成科学研究科先端エネル ギー工学専攻 教授）
評議員	渡辺 毅	（株式会社みずほ銀行 専務執行役員）

6. 職員の状況

2018年3月31日現在の職員数は、156名である。

Ⅱ. 2017年度における個別業務の実施状況

2017年度の業務実施状況は次のとおりである。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第3号）

連系線利用における間接オークション導入への対応等について、経済産業大臣に対し送配電等業務指針の変更の認可を申請し、9月6日に認可を受けた。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第4号）

（1）供給計画の取りまとめ

平成30年度供給計画の取りまとめについては、小売電気事業者、発電事業者、特定送配電事業者、送電事業者及び一般送配電事業者（計1125事業者）から3月に供給計画の提出を受け、これらの内容の適切性を確認した後、需給バランスの見通し、流通設備計画の状況等を取りまとめた。併せて、容量市場創設時及びその先を見据えた安定供給確保や、冬季を含めた残余需要最大時の需給バランス評価の必要性及び中長期的な調整力の確保の重要性に関する意見を付して、3月30日に経済産業大臣に送付した。

（2）需要想定に関する業務

会員が適切かつ円滑に需要想定を行えるようにするため、需要想定的前提となる全国経済見通しを策定し、11月27日に公表した。

また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に全国の需要想定を策定し、1月17日に公表した。

（3）夏季及び冬季の電力需給検証

電気事業者が保有する供給力と、短期の需要予測に基づき、2017年度夏季及び冬季の電力需給について事前検証を行い、全国大で電力の安定供給に必要な供給予備率3%以上を確保できる見通しであることを確認した。併せて、2016年度冬季及び2017年度夏季の電力需給の実績についても検証を実施し、想定に比べ余裕がある需給実績であったことを確認した。

3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第5号）

（1）電源入札等の要否に関する検討

有識者等で構成する調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（以下「調整力等委員会」という。）において、平成29年度供給計画の取りまとめ結果による需給バランス評価及び需給変動リスク分析を行った結果、2017年度から2026年度までの期間を通じ、供給予備力が基準を上回ることが確認できたことから、電源入札等の検討開始は不要と判断した。

また、平成30年度供給計画の取りまとめ結果による需給バランス評価及び需給変動リスク分析を行った結果、2018年度において供給予備力が基準を上回ることが確認できたことから、2018年度を対象とした電源入札等の検討開始は不要と判断した。2019年度から2027年度までの期間については、2021年度以外で供給予備力

が基準を上回ることを確認し、今後の変更供給計画の届出と、それに伴う需給バランスを確認したうえで電源入札等の要否判断を行うこととした。

(2) 容量市場の導入に向けた検討

事務局内の体制を拡充し、制度設計と業務体制整備の両面から検討を行った。

制度設計に関しては、有識者等で構成する容量市場の在り方等に関する検討会を国との共同事務局にて開催し、これまでの国の審議会における議論を踏まえて、オークション及び精算の考え方等について議論を行った。

業務体制整備に関しては、2020年度に初回オークションを行うことを念頭に、業務量の想定や処理フロー、業務システムの設計について検討を開始した。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）

(1) 広域連系系統長期方針及び広域系統整備計画

将来、広域連系系統が合理的に設備形成されるよう、有識者等で構成する広域系統整備委員会における9回の審議を経て、次の事項を決定した。

①日本版コネクト&マネージに関する取組

電源稼働の蓋然性を評価して系統に流れる潮流を想定する「想定潮流の合理化」について、2018年4月1日より適用する統一した考え方を取りまとめ、公表した。

合理的なN-1電制の実現に向け、運用面の発電制約と制約に伴う費用負担を切り分ける考え方を提示し、費用負担の考え方を整理した。ノンファーム型接続についても早期実現に向け、課題を整理し、今後の方向性について検討した。

②系統アクセス業務の在り方

系統アクセス業務における現行ルールの問題点を踏まえ、アクセス検討プロセスの方向性を検討した。

③広域系統整備計画

東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画及び東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の両計画について、広域系統整備委員会コスト等検証小委員会を6回開催し、進捗に応じコスト等検証を行った。

④計画策定プロセス

中国九州間連系線に係る計画策定プロセスについて費用対便益評価を行ったうえで、送配電等業務指針第39条（基本要件等の決定）に定める「広域系統整備を行う必要性の有無の検討」には進まず、今後は、現在広域系統整備委員会で検討している地域間連系線の費用対便益評価手法に基づき、検討開始適否判断を実施していくこととした。

(2) 系統アクセスの受付

①系統アクセス業務

系統連系希望者から事前相談105件、接続検討53件の申込みを受け付け、2017年度以前からの繰越分も含め、事前相談110件、接続検討53件への回答を行った。回答に際しては、一般送配電事業者による検討結果に加え、本機関による検証結果についても説明を行った。

また、系統アクセス業務に係る情報の取りまとめ結果の公表、一般送配電事業者によ

る回答遅延解消に向けた取組状況の確認等を進めた。

②電源接続案件募集プロセス

近隣の電源接続案件を募り、系統増強対策を行うための工事費負担金を複数の系統連系希望者により共同負担する手続である電源接続案件募集プロセス（以下「電源募集プロセス」という。）について、本年度15エリアの電源募集プロセスが完了した。

電源募集プロセスの実施に際しては、進行中の電源募集プロセスにおいても事業者に対して負担可能上限額を確認する手続を導入する等、電源募集プロセスが円滑に進行するよう努めた。また、「電源接続案件募集プロセスの基本的な進め方」を随時レビューし、その見直し結果の公表等を通じて系統連系希望者へ電源募集プロセスに対する理解促進を図った。

③リプレイス案件系統連系募集プロセス

設備容量10万kW以上の発電設備等が廃止となる場合に、当該発電設備等が連系する送電系統への系統連系希望者を募集するリプレイス案件系統連系募集プロセス（以下「リプレイス募集プロセス」という。）について、リプレイス募集プロセスに対する理解を促進し、今後の案件を円滑に進められるよう「リプレイス系統接続案件募集プロセスの基本的な進め方」を取りまとめ、公表した。

(3) 調整力及び必要予備力のあり方の検討

調整力等委員会を計12回開催し、調整力・予備力のあり方等の検討を行ったほか、需給調整市場の検討に必要な会議体の設置等を行った。主な内容は以下のとおり。

①一般送配電事業者が公募調達する調整力の必要量等

・電源Ⅰの必要量

需要予測誤差、再生可能エネルギー電源の出力予測誤差等に関する実績データを分析し、検討の結果、年初段階に調達する電源Ⅰと電源Ⅱ余力を活用して対応する仕組みであることを踏まえ、最大3日平均電力の7%を電源Ⅰとして確保することが適当であることを示した。

・電源Ⅰ'の必要量等

10年に1回程度の猛暑や厳寒による需要増加に対しても、確実に需給バランスを維持するための供給力等として暫定的に一般送配電事業者が確保する「電源Ⅰ'」についても必要量を示した。

②必要供給予備力

必要供給予備力算定のためのツール改修及び2016年度の調整力等委員会で挙げられた課題に対する対応策について検討した。

③需給調整市場

需給調整市場創設に向け、広域的な調整力運用も視野に入れた必要な調整力の量、質、条件等の技術的検討を行うため調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会を設置した。計12回開催し、調整力の区分、量、要件等とその調整力の広域的な調達・運用に係る要件等に関する検討を行った。

また、国の審議会において、市場運営等に係る詳細検討に加えて、有識者や関係事業者が参加する形で、調達や運用の考え方、調整力必要量の考え方、商品設計の見直し等について、本機関で検討することが提案された。これらの検討については、議論が多岐

に亘ることから、需給調整市場に特化した検討、審議の場として需給調整市場検討小委員会を新たに設置した。計2回開催し、技術的課題及び市場運営の課題について検討した。

④連系線マージンの在り方

2019年3月の北海道本州間連系設備増強後のマージン設定の在り方について、3月5日の第25回調整力等委員会において決定した。

(4) 地域間連系線の管理

次の各項目に掲げる業務をはじめとする地域間連系線の管理に関する業務を行った。

①運用容量及びマージンの設定

運用容量検討会及びマージン検討会における検討を経て、各連系線の運用容量及びマージンを定め、公表した。

運用容量の算出にあたっては、2016年度に中西系統で発生した2件の想定外の周波数低下事象を踏まえ、運用容量を維持する系統対策等を検討し、反映した。そのほか、九州エリアにおける再エネ出力制御量を最小化するため、関門連系線の無制御分の算出断面を30分ごとに細分化し、運用容量を拡大した。

北海道風力実証試験にかかるマージンについて、調整力等委員会並びにマージン検討会における検討結果を踏まえて新たに設定し、風力発電の導入拡大に向けた実証試験に対応した。

②連系線利用計画の管理

連系線利用計画の受付、更新、空容量公表、問合せ対応等の業務を着実にを行った。その際、連系線利用計画と実績との間に大きな乖離が生じている事業者に対しては、ヒアリングや計画の見直しを求め、連系線の適正な利用に関する会員の意識向上に取り組んだ。

③連系線利用ルールの見直し検討

2018年10月予定の間接オークション導入に向け、制度移行を円滑に行えるよう、ルール概要及び業務見直し内容等に関する事業者説明会を2回開催するとともに、広域機関システムの改修に向け設計、プログラム製作を行い、組合せ試験まで進捗した。

(5) 作業停止計画の調整

会員等が流通設備や発電設備の点検・修繕等の作業を行うために提出する作業停止計画について、2018年度及び2019年度分の計画を取りまとめ、公表した。加えて、長期的な予見性を確保するため、2020年度において計画が具体化しており、連系線の運用容量に長期間影響を与える件名についても併せて公表した。

また、発電制約が必要な作業停止においては、調整が困難化しているケースが見受けられるため、コネクト&マネージを見据え、「運用面の発電制約」と「制約に伴う費用負担」を区分した調整方法の暫定運用策等を取りまとめた。

(6) 需要者スイッチング支援

スイッチング支援システムを大きなトラブルなく安定的に運用したほか、本機関、一般送配電事業者、小売電気事業者等で構成するスイッチング支援に関する実務者会議を

8回開催し、システム運用における課題等について検討を進め、2件のシステム改良、4回の運用マニュアル改正を行った。また、実務者会議の議論の概要及び取りまとめ結果については、資料及び議事録を公表した。

(7) 情報通信技術の活用支援

間接オークションの導入に対応するため、発電計画等受領業務EDI共通規格他の変更を行い、周知した。

また、会員向けの啓発活動として、自己診断ツールを展開し、490者から報告を受けた。不備のあるレベルの会員に対し訪問及びメールにて助言した。未回答事業者含む全会員に全体結果を報告した。

さらに、2017年3月に発足した電力ISACに特別会員として参加するとともに、機関外でのサイバー攻撃被害や情報漏えい事案に関わる情報システムの脆弱性等の情報を会員に毎月2回程度送付した。

(8) 系統情報の公表

全国の電力需給状況や地域間連系線の利用状況等、業務規程に定める情報について、情報公表システムを通じて公表した。

また、連系線利用に関する情報を、間接オークション導入に沿った内容に変更して公表した。

(9) 業務品質の向上

広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、地域間連系線の管理等の各業務において、シミュレーション解析ツールを活用した技術的検証等により、的確な業務遂行に努めた。

(10) システム開発の実施

広域機関システムは、開発が遅延した連系線利用計画管理機能等の一部機能及び、システム安定稼働を目的とした改良（システム基盤強化）を進め、2018年4月には完了する見通しを得た。新たな制度である連系線利用ルールの変更（間接オークション対応）については、テスト工程に進み、システム開発の状況・事業者の準備状況等を評価した結果、2018年10月から運用開始の見込みと公表した。併せて、連系線設備の増強等が予定されている新北海道本州連系線への対応の開発にも着手した。ネガワット取引についても、対応するシステムがテスト工程に進み、2018年度内の運用開始に向けて取り組んでいる。

さらに、今後の開発遅延の防止、システムの信頼性向上を目的に、定款に定める理事会の諮問機関として、広域機関システムの開発に関する第三者評価委員会からの再発防止策等に関する答申に対し、本機関としての方針を定め、各委託先とも連携し、プロジェクト体制の確立、プロジェクト計画書の策定、直接・間接レビューの実施、システム要員の強化等を行った。

加えて、情報システムの導入・改良等における適切なマネジメントを行うための体制を確立すべく、2018年4月から施行する「情報システム管理規程」を制定した。

5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

広域機関システムを通じて各一般送配電事業者の中央給電指令所と連携し、収集した情報を活用して、各エリア及び全国大の電気の需給状況を常時監視した。

各種計画の監視については、需要計画を調達計画に合わせて作成する会員がみられたため、合理的な需要予測に基づいた計画を提出するよう周知活動を行うとともに、需要実績との乖離の大きい事業者に注意喚起と再発防止策の提出要請を行った。さらに、計画適正化に向け、追加措置が必要と判断した事業者に対しては追加の回答書やヒアリング等により是正を求めた。

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

寒気等による需要増加や一部発電設備の不具合等に伴い、広域的な融通を行わなければ、電気の需給の状況が悪化するおそれがあったため、会員への指示を行った。

① 1月23日から24日及び1月25日から26日

- ・東京電力パワーグリッドへ最大200万kWの受電指示
- ・北海道電力、東北電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、九州電力へ、東京電力パワーグリッドに対する送電指示

② 2月1日から2日

- ・東京電力パワーグリッドへ最大263万kWの受電指示
- ・北海道電力、東北電力、中部電力、関西電力へ、東京電力パワーグリッドに対する送電指示

③ 2月22日

- ・東京電力パワーグリッドへ最大202万kWの受電指示
- ・北海道電力、東北電力、中部電力、北陸電力、関西電力へ、東京電力パワーグリッドに対する送電指示

また、九州電力が行った離島の再生可能エネルギー発電設備の出力抑制について、出力抑制が適切であったかどうかを都度、事後検証し、適切に行われたことを確認のうえ、検証結果を公表した。加えて、前年度の出力抑制が年度を通して公平に行われたかどうかについても検証し、予め定められた手続きに沿って公平に行われたことを確認のうえ、検証結果を公表した。

さらに、一般送配電事業者9社の協力のもと、次のとおり、需給悪化時の対応訓練を行った。

① 需給ひっ迫融通指示訓練

- ・6月30日

夏季重負荷期を想定した需給ひっ迫融通指示訓練を行った。

- ・11月17日

東京エリアの地震及び中部エリアの雷害を想定した需給ひっ迫融通指示訓練を、防災業務計画に基づく総合防災訓練の一環として行った。

② 下げ調整力不足対応訓練

・ 9月15日

再生可能エネルギーの導入増加に伴う下げ調整力の不足を想定した、下げ調整力不足対応訓練を行った。

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第7号）

（1）苦情又は相談の対応

送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を32件受け付け、2件は対応継続中、30件は対応を終了した。

また、2016年度及び2017年度上期における苦情及び相談対応の状況について取りまとめ、公表した。

（2）紛争の解決

和解の仲介（あっせん・調停）の申請はなかった。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第6号）

本来記載すべき値と大きく乖離する値を記載した需要調達計画等が提出されたため、適正な計画提出及び供給力確保のための措置を講じるよう、電気供給事業者1者に対し、業務規程第179条第1項の規定に基づき、8月25日に指導を行った。

9. 前1.～8.の附帯業務（法第28条の40第9号）

（1）報告書の作成及び公表

次の①から⑤の内容を取りまとめ、年次報告書として公表した。

①2016年度までの電力需給に関する実績（供給区域ごとの周波数変動、電圧変動、停電状況に関する電気の質についての評価、分析を含む。）

②2016年度までの電力系統に関する実績

③2016年度の系統アクセス業務に関する実績

④平成29年度供給計画の取りまとめ結果等に基づく中長期の電力需給や電力系統に関する見通し及び課題

⑤各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等に関する検討状況（2018年度調整力の公募に関する検討結果）

（2）調査及び研究

主な調査・研究件名は次のとおり。

①容量メカニズムに関する調査

欧米の関係機関を対象として、欧米における容量市場の運営に係る課題等について調査を行った。

②広域系統長期方針に関する調査

コネクト&マネージ、費用便益、系統アクセス業務などに係る諸外国の考え方や詳細な仕組みについて、公開されている文献等をもとに調査を行った。

③需給調整市場に関する調査

今後日本で導入する需給調整市場の設計に向け、欧米を対象とした市場の基本的な仕

組み（市場の参加者、商品、プライシングルール、精算方法等）について調査を行った。

④地域内作業停止調整ルールに関する調査

欧米における地域内作業停止調整ルールについて、作業停止計画の概要、計画調整の最終的な裁定方法、計画調整を円滑に進めるための仕組み等の調査を行った。

（３）災害等への対応

１１月１７日に、防災業務計画に基づく総合防災訓練を行い、非常災害対応本部の立上げ、需給悪化の改善のための増出力指示及び電力融通指示等の訓練を行った。

また、本機関事務所が被災した場合の事業継続計画（ＢＣＰ）の見直しの検討、国民の保護に関する業務計画及び新型インフルエンザ等対策業務計画に関する研修会への参加等の活動を行った。

１０．本機関の目的を達するために必要な業務（法２８条の４０第１０号）

（１）広報

本機関のウェブサイトを活用し、理事会の開催状況等を随時公表したほか、各委員会の開催案内及び議事録・資料等会員の事業活動に関わる情報を速やかに公表した。また、本機関が行った需給状況の悪化時の指示についても速やかに公表した。

さらに本機関の活動について、一般紙、専門誌への情報提供を随時行うとともに、プレスリリース２回、記者向け勉強会２回、論説委員の懇談会１回を行った。

（２）情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムについて、コンピュータウィルス、不正アクセス及び脆弱性問題等による被害は発生しなかった。

また、第三者による情報セキュリティ監査を行った結果、重大な問題は指摘されなかったものの、規程及び運用に関する７件の改善指摘を受けたことから、これを踏まえた対策推進計画を定めた。

さらに、役職員等に対する研修として、情報セキュリティに関する規定の説明（変更時及び入関時）、標的型メール訓練、チェックシートによる自己点検を行った。

その他、本機関のシステムへの攻撃等の脅威に対する早期の検出と状況把握による被害低減を目的として、セキュリティログ監視システムを２０１８年２月から運用開始した。

（３）バックアップ拠点の維持

大阪バックアップ拠点において、システムの稼働確認及び職員の対応訓練を行った。

（４）職員の確保・育成

プロパー採用、出向受入及び派遣職員受入により業務遂行に必要な要員を確保した。プロパーについては、新卒採用者１名のほか、専門性をもったプロパー職員４名を中途採用した。

全職員を対象に、機関内各業務への理解促進を目的とした集合研修を行った。新卒採用者に対しては、基礎的な集合研修を行ったほか、送配電等業務に係る専門技術研修計画を策定した。

Ⅲ. 総会、理事会、評議員会の開催状況

当年度の総会、理事会、評議員会の開催状況は、以下のとおりである。

1. 総会の開催

計2回総会を開催した。

2. 理事会の開催状況

計47回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

3. 評議員会の開催状況

計5回開催し、会員から独立した客観的な視点から本機関の重要事項を審議し、都度、議案及び議事録を公表した。

平成29年度 収入支出決算書(収入の部)

(単位:千円)

科 目	収入予算額 A	収入決定済額 B	収入予算額と収入決定済額 との差額 B-A	備考
会費収入	5,853,897	5,855,127	1,230	
会 費	10,000	11,230	1,230	会員数の増による
特別会費	5,843,897	5,843,897	—	
その他収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	774,191	1,022,662	248,471	剰余見込想定差による
合 計	6,628,088	6,877,789	249,701	

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

平成29年度 収入支出決算書(支出の部)

(単位:千円)

科 目	支出予算額 A		予備費 使用額 C	流用増減額 D	支出予算 現額 E=A+C+D	支出 決定済額 F	翌事業年度 への繰越額 G	不用額 E-F-G	備考
	前事業年度 からの 繰越額(再掲) B	B							
人件費	1,710,716	174,187	—	—	1,710,716	1,529,632	181,083	—	
役職員給与	1,416,811	126,397	—	—	1,416,811	1,288,363	128,447	—	
其他人件費	293,905	47,789	—	—	293,905	241,268	52,636	—	
租税公課	4,321	87	—	—	4,321	3,749	571	—	
固定資産関係費	2,784,305	444,286	—	—	2,784,305	1,761,038	1,023,266	—	
有形固定資産取得費	267,031	264,680	—	—	267,031	193,894	73,136	—	
無形固定資産取得費	2,504,102	168,117	—	—	2,504,102	1,565,543	938,558	—	
修繕費用	13,172	11,487	—	—	13,172	1,600	11,571	—	
運営費	1,804,498	27,904	—	—	1,804,498	1,454,594	349,903	—	
支払利息	131,196	38	—	—	131,196	4,350	126,845	—	
予備費	193,052	125,981	—	—	193,052	—	193,052	—	
合 計	6,628,088	772,485	—	—	6,628,088	4,753,365	1,874,722	—	

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

電力広域的運営推進機関

債務に関する計算書

(単位:百万円)

事項	前事業年度 末の債務額 A	本事業年度の 債務負担額 B	計 C=A+B	本事業年度の 債務消滅額 D	本事業年度 末の債務額 C-D	債務負担年限
賃貸借経費	2,048	—	2,048	241	1,807	2025年度まで
業務運営用機器等 リース経費	246	—	246	75	171	2020年度まで
システム開発等に 係る経費	2,155	—	2,155	438	1,716	2021年度まで
合計	4,451	—	4,451	754	3,696	

(注1) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3) 金額については税込である。

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

平成29年度電力広域的運営推進機関予算総則(以下「総則」という。)に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条に規定する平成29事業年度において債務を負担することができる限度額及び債務を負担した金額は、次のとおりである。

(単位:百万円)

事項	債務負担限度額	債務負担額
システム開発等に係る経費	5,876	0

※金額については税込である。

2. 総則第3条に規定する役職員給与、退職給与引当金繰入および交際費について、相互流用はなかった。
3. 総則第4条に規定する収入支出予算の弾力条項については、一般会費が予算額に比して増加したが、総会運営等の必要経費に充当した。
4. 総則第5条に規定する役職員の定数及び給与については、予算において予定した定員及び給与の基準をこえた増加又は支給はなかった。

貸 借 対 照 表

平成30年 3月31日 現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,582,370	流動負債	1,802,032
現金及び預金	2,129,506	未払金	22,680
未収金	50	未払費用	1,292,175
前払費用	22,617	短期リース債務	482,092
その他流動資産	430,196	預り金	5,083
固定資産	3,366,402		
有形固定資産	788,769	固定負債	1,363,720
建物	4,059	退職給付引当金	28,846
建物付属	67,222	リース債務	1,334,874
器具諸備品	190,745		
リース資産	526,608	負債合計	3,165,752
一括償却資産	132		
無形固定資産	2,436,743	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,137,192	利益剰余金	2,783,020
リース資産	1,299,551		
投資その他の資産	140,889	純資産合計	2,783,020
退職給付引当資産	28,846		
長期投資	111,610		
その他固定資産	432		
資 産 合 計	5,948,773	負債・純資産合計	5,948,773

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <ー>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

損 益 計 算 書

自
至

平成29年4月 1日

平成30年3月31日

(単位:千円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	4,170,627	経常収益	5,855,117
人件費	1,569,411	会費収入	5,855,117
運営費	1,831,190	一般会費	11,220
その他の費用	8,096	特別会費	5,843,897
租税公課	3,745		
支払利息	4,350		
修繕費	1,600		
減価償却費	760,328		
当期純利益	1,684,489		
合 計	5,855,117	合 計	5,855,117

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3) 当期純利益については翌事業年度に繰り越し、剰余金の処分は行わない。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

(1) リース資産以外の固定資産

有形固定資産及び無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

283,770千円

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額(役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額)を計上している。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 運営費

本機関の運営に必要な費用であり、その内訳は以下のとおりである。

単位:千円	
賃借料	334,062
委託費	1,342,984
通信運搬費	31,509
消耗品費	45,848
旅費	26,408
研修費	3,624
雑費	46,751
運営費計	1,831,190

(3) 重要な契約

広域機関システムの開発に関し、機能追加やシステム基盤強化のための開発委託契約87億円を締結しており、翌事業年度以降、当該開発の完了に伴いリース契約を締結する。

財 産 目 録

平成30年 3月31日 現在

(単位:千円)

貸借対照表科目	摘 要	金 額
(流動資産)		
現金及び預金	普通預金	2,129,506
未収金	会費請求分	50
前払費用	事務所4月分賃料前払 他	22,617
その他流動資産	広域機関システム(要件定義・基本設計) 他	430,196
流動資産合計		2,582,370
(固定資産)		
有形固定資産		
建物	事務所	4,059
建物付属		67,222
器具諸備品	スイッチング支援システムハード、事務所分 他	190,745
リース資産	広域機関システム用機器、OAシステム用機器	526,608
一括償却資産	事務所什器 他	132
無形固定資産		
ソフトウェア	広域機関システム、OAシステム、スイッチング支援システム 他	1,137,192
リース資産	広域機関システム、OAシステムソフトウェア	1,299,551
投資その他の資産		
退職給付引当資産	役職員に対する退職金支払いに備えた預金	28,846
長期投資	事務所敷金 他	111,610
その他固定資産	プリンタ保守費用の前払	432
固定資産合計		3,366,402
資 産 合 計		5,948,773
(流動負債)		
未払金	広域機関システム(要件定義)	22,680
未払費用	役職員給与 その他人件費 租税公課 賃借料 委託費 通信運搬費 消耗品費 旅費 雑費	529,519 108,696 1 7,358 638,551 1,863 4,033 589 1,561
預り金	源泉所得税 他	5,083
短期リース債務	広域機関システム、OAシステム	482,092
流動負債合計		1,802,032
(固定負債)		
退職給付引当金	役職員に対する退職金の支払いに備えたもの	28,846
リース債務	広域機関システム、OAシステム	1,334,874
固定負債合計		1,363,720
負 債 合 計		3,165,752
純 資 産		2,783,020

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

電気事業法第28条の49第2項の規定による 監事の意見書

1. 監査の概要

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の平成29年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下、「財務諸表等」という。）について、理事会その他の会議に出席し、会計書類及び重要な決裁文書を開覧及び調査し、本機関の理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、随時説明を求めること、及び監査室と内部監査結果について緊密な連携を図ることにより、監査を実施しました。

2. 意 見

平成29年度の財務諸表等は、法令及び会計規程等に基づき、本機関の当年度における財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

平成30年5月9日

電力広域的運営推進機関

監事 高 木 佳 子 ⑩

監事 千 葉 彰 ⑩